

## 別紙2 (MT東京高裁判決の一部)

結果をJMT等が享受したというべきものであり、決して、日本ビクターがJMT等に対して当該価格での購入を指示して購入させたと評価できるものではない。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原告らの請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

#### 2 独占禁止法上の需要者の解釈について

(1)ア 独占禁止法1条の目的規定からすると、同法は、直接的には我が国における「公正且つ自由な競争を促進」すること、すなわち、我が国の自由競争経済秩序を維持することを目的とし、究極的には「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」を目的としているといえる(最高裁昭和59年2月24日第二小法廷判決・刑集38巻4号1287頁)。

イ 上記のとおり、独占禁止法が、我が国における自由競争経済秩序の維持をその直接の目的としていることに照らせば、事業者が、日本国外において、他の事業者と共同して同法2条6項に該当する行為(不当な取引制限)に及んだ場合であっても、当該行為が一定の取引分野における我が国に所在する需要者(同条4項1号という需要者)をめぐる行われるものであるときには、同法3条後段が適用されると解するのが相当である。

(2) そこで、独占禁止法2条4項1号にいう需要者とはどのような者を意味するのか(同法上の需要者の解釈)について検討する。

ア 需要者は、供給者から商品又は役務の供給を受ける者であるが、供給を受けるに当たっては、①供給者と取引交渉をして意思決定をし、②上記意思決定に基づき、対価を支払って商品等の供給を受け、これを使用収益するという過程を経ることになるところ、②の行為を行う者が需要者と認められることは、その行為内容からして明らかである。通常は、①と②の行為は同一の者により行われるため、その者が我が国に所在すれば、需要者が我が国に所在すると認めることができ、同法3条後段の適用が可能となるが、①の行為者は我が国に所在するものの、②の行為者

は我が国に所在しないという場合において、①の行為者も需要者と認め、同法3条後段の適用を可能とすることができるのが本件における争点となっている。

イ 独占禁止法2条4項は、二以上の事業者が、「同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給する」行為等を行うことを「競争」と定めるところ、同条6項は、事業者が、他の事業者と共同して対価を決定するなどして、一定の取引分野における「競争」を実質的に制限することを「不当な取引制限」とし、同法3条後段はこの「不当な取引制限」を行うことを禁じている。上記のとおり、独占禁止法3条後段は、二以上の事業者による同一の需要者に対する供給行為を、事業者間で対価を決定するなどして実質的に制限することを禁じているものであるから、当該需要者は供給を受ける者と評価し得ることが必要となると解せられる。

一方、独占禁止法が、我が国における自由競争経済秩序の維持をその直接の目的としていることは上記(1)アのとおりである。自由競争経済秩序の維持は、供給者と需要者の双方が、それぞれ自主的な判断により取引交渉をして意思決定するという過程が、不当な行為により制限されないことが保障されることによって図られるものであり、自由競争経済秩序の維持を図る上で保護されるべき需要者の属性として重要なのは、意思決定者としての面と解せられる。

以上を総合すると、意思決定者と、供給を受けこれを使用収益する者とが異なる場合であっても、両者が一体不可分となって供給を受けたと評価できる場合は、意思決定者についても需要者として認めることができ、我が国に所在する当該需要者について、独占禁止法3条後段の適用が可能となると解するのが相当である。

ウ これに対し、原告らは、前記第2の6(1)イ及びウで指摘する理由により、需要者とは、対象となる商品の提供を受けて対価を支払い、これを使用収益する者でなければならないと主張する。しかし、以下に述べるとおり、上記指摘に係る点は、上記イの解釈を左右するものとは認め難い。

#### (ウ) 前記第2の6(1)イについて

独占禁止法における企業結合規制は、競争に影響を与える蓋然性があると考えら